

Weekly Report

第287号
平成26年11月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

住宅ローン控除に関するQ & A

住宅ローン控除は、住宅ローンを利用してマイホームの取得等をした場合、一定期間、年末のローン残高に応じた額を所得税額から控除できる制度です。

◆Q & A

Q. 住宅ローン控除の適用を始めて受ける場合は？

A. 適用を受けるためには、確定申告書に必要書類を添付して、税務署に提出する必要があります。なお、給与所得者の場合、確定申告をした翌年以降は、年末調整で控除の適用を受けることができます。

Q. 年末調整までに、金融機関等から年末残高等証明書が提出できなかった場合は？

A. 確定申告によって住宅借入金等特別控除を受けることができます。

Q. 親から住宅取得資金の贈与をうけ、非課税制度を適用する場合は？

A. 住宅所得等資金の贈与の特例を適用した場合は、その特例を受けた部分の金額を住宅の取得額から差し引いて住宅ローン控除を計算します。

Q. 金利の低い住宅ローンに借換えた場合は？

A. 借換えたローンが控除の要件（10年以上の返済期間であるなど）を満たしている場合は、継続して適用できます。

Q. 繰上返済により、返済期間が10年未満となった場合は？

A. 返済額は変えずに返済期間を短くする期間短縮型の繰上返済を行い返済期間が10年未満になった場合は、控除の適用が受けられなくなります。なお、繰上返済後の返済期間の起算日は、当初借入日となり、「既に返済が終了した期間+繰上返済後の最終返済日までの期間」で判断します。

国民年金を2年前納した場合の保険料控除

国民年金には、一定期間の保険料をまとめて納めることで割引される前納制度がありますが、今年4月から、6ヶ月又は1年分に加え、新たに2年分の前納ができるようになりました。

国民年金保険料は、年末調整又は確定申告で社会保険料控除を受けられますが、2年前納した場合は、①納めた年に全額控除、②各年において控除、いずれかの方法を選択することができます。

②の各年に分割して控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」を作成した上で、控除証明書とともに提出する必要があります。なお、内訳明細書は日本年金機構ホームページ又は年金事務所で入手できます。

来年の裁判員候補者に通知が届きます

来年、裁判員に選ばれる可能性がある方には、今月13日頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所から届きます。

名簿には毎年30万人程が登録され、その中から事件ごとに候補者をくじで選定するため、この段階では必ずしも裁判員になるわけではありません。

なお、裁判員に選ばれた場合、「仕事が忙しい」という理由だけでは辞退できませんが、重要な仕事があり、本人が行わなければ事業に著しい損害が生じると認められる場合には辞退できます。